

ピクシーダストテクノロジーズ株式会社

競争的資金等の不正使用防止に関する基本方針

【制定】令和元年 11 月 25 日

【改正】令和 2 年 7 月 8 日

ピクシーダストテクノロジーズ株式会社（以下「当社」）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、競争的資金等を適正に運営及び管理するための基本方針を下記のとおり定め、不正使用の防止に努めます。また、これらの内容については随時見直し、実効性のある状態を維持します。この基本方針に則って公正な研究活動を推進し、社会の発展に貢献できるよう努めます。

目 次

1. 責任体系
2. 規程
3. 行動規範
4. 競争的資金等の不正使用を発生させる要因と具体的な不正使用防止計画
5. モニタリング（内部監査）
6. 相談・告発

1. 責任体系

	責任・権限	担当
最高管理責任者	当社全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。	代表取締役 CEO
統括管理責任者	最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について当社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。	取締役 CRO
コンプライアンス推進責任者	研究者等に対し競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。	生産管理部長

2. 規程

当社における競争的資金等の取扱いに関する規程として「研究活動における競争的資金等の管理及び監査に関する規程」及び同細則を制定しています。なお、これらの規程は内部規程のため非公開としますが、競争的資金等の配分機関には求めに応じて提出します。

3. 行動規範

当社において競争的資金等の運営・管理に関わるすべての構成員は、以下の行動規範に基づいて競争的資金等の適正な運営・管理を行います。

(1) 基本的な考え方 競争的資金等の主たる原資が国民の税金であることを念頭に、高い倫理意識のもと、国民の期待と信頼に応えるべく予算を執行し、学術ひいては社会の発展に貢献する。
(2) コンプライアンス 関係法令及び関係規程等を常に遵守し、談合や癒着などの不正な取引を排し、適正に予算を執行・管理する。
(3) 説明責任 最も効果的・効率的な方法で競争的資金等による研究開発事業を遂行するため、仕様・要求を明確化し、透明性を確保し、予算執行に関する説明責任を果たす。

4. 競争的資金等の不正使用を発生させる要因と具体的な不正使用防止計画

不正発生要因	不正使用防止計画
競争的資金等の運営・管理に関する責任者や権限が不明瞭である。	「研究活動における競争的資金等の管理及び監査に関する規程」を定めて責任体系を明確にし、ウェブサイト上で公表し、社内及び社外に周知する。
ルールに対する研究者等の認識が不足する。	研究者等を対象とした説明会を開催し、積極的に参加を要請するとともに、認識の共有を図る。また、その理解度を把握する。
ルールについて、誤った運用が行われる。	ルールについて研究者等に疑問が生じた場合には、設置した相談窓口において対応することにより、誤った運用を事前に防止する。
	ルールとその運用に乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じてルール変更等も含めた対策を講じる。
競争的資金等は主たる原資が税金である公的研究費であるという意識が希薄である。	研究者等の競争的資金等に対する意識向上を図るため、行動規範を制定し、ウェブサイト上で公表し、社内及び社外に周知する。
	競争的資金等の執行に当たっては、研究者等から、使用ルールを遵守する旨の誓約書を徴取する。
研究費が年度末まで未執行である。	経理担当者は定期的に予算の執行状況を確認し、進行していない場合は研究者に執行を促す。
架空納品により業者への預け金が発生する。	発注、検収、支払業務に係る責任体系を明確にし、預け金等の不正に関与できない体制を構築する。また、発注データと納品書・納品物との突合を実施する。
研究者と取引業者との関係が緊密化し、不正な取引を招く懸念がある。	研究者と取引業者との癒着を防止するため、一定の条件を満たす取引業者から、不正な取引をしない旨の誓約書を徴取する。
	上記誓約書の有無にかかわらず、不正な取引に関与した業者は、1か月以上12ヵ月以内の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止により研究開発事業の遂行に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に取引停止処分とすることができる。

不正発生要因	不正使用防止計画
出張事実の確認が不十分である。	出張者に対し、事前に出張日程・旅費見積を含む出張申請書及び事後に出張精算書・領収書等を提出する旨の依頼を徹底する。
不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	不正を発見した者が不利益を受けない旨、説明会で周知する。
研究者等の競争的資金等の社内ルールに関する理解度が低下する。	研究者及び事務職員を対象とした説明会を実施する。また、ルールに関する情報を社内に向けて積極的に周知する。
競争的資金等の適正な運営・管理体制に係る指摘、改善等の情報伝達が不十分である。	内部監査の結果を最高管理責任者まで報告することをルールとする。

不正調査に係る調査については、「研究活動における競争的資金等の管理及び監査に関する規程」に則り速やかに実施する。配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

5. モニタリング（内部監査）

競争的資金等の適正な管理のため、内部監査体制を整備します。

6. 相談・告発

競争的資金等の使用に関する相談窓口、不正の疑いの指摘や研究者本人からの申し出等を受け付ける窓口を当社ウェブサイトには設置しています。また、チャット・電話・電子メール・FAX・書面・面会による通報等も可能です。通報者は「研究活動における競争的資金等の管理及び監査に関する規程」に則り、保護されます。

告発等の受付フォーム <https://pixiedusttech.com/contact/>

以上